

審査基準及び標準処理期間

平成18年4月1日作成

法令等名	古物営業法
根拠条項	第5条第4項
処分の概要	許可証の再交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	古物営業法施行規則 第4条第1項、第2項(許可証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所(営業所のないときは住所又は居所)又は古物市場の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
問い合わせ先	営業所(営業所のないときは住所又は居所)又は古物市場の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	